



静岡県第4次権限移譲推進計画

平成18年11月20日

静 岡 県

1 趣旨

これまで、国においては、平成7年に地方分権推進法、平成11年に地方分権一括法が制定され、地方分権改革が推進されてきたが、現在、地方分権改革推進法案が国会で審議されるなど、第2期の地方分権改革が進められているところである。

このような国の動きに対応し、本県では、平成9年度に第1次権限移譲推進計画（平成10年度～12年度）を、平成12年度には第2次権限移譲推進計画（平成13年度～15年度）を策定し、さらに、政令指定都市の誕生や「平成の大合併」の進展などを踏まえ、平成15年度には第3次権限移譲推進計画（平成16年度～18年度）を策定することにより、全国でもトップクラスの権限移譲を推進してきたところである。

このような状況の中で、県民の満足度を最大限に高める「県民くらし満足度日本一」の達成に向けて、市町が住民に身近な地域行政の中心となり、県及び市町における県民本位の生産性の高い行政が展開できるよう、静岡県第4次権限移譲推進計画を策定するものである。

2 基本的な考え方

今回の計画においても、県民サービスの向上、県・市町の事務効率化及び政令指定都市等の自治能力の向上に資することを念頭に置き、住民に身近な行政は市町で完結できるような環境を整備するという観点で策定した。

(1) 権限移譲の方針

第1次から第3次までの権限移譲推進計画と同様に、政令指定都市や特例市を初めとして、市町の自治能力や移譲する事務の内容に応じた市町の体制等を総合的に勘案した上で、個別の事務ごとに判断し、移譲する。

その際、県が広域的な施策を行う上で、また、合併を推進する上で支障がないかを十分考慮する。

(2) 市町からの権限移譲の要請への対応

本計画のほか、地方自治法第252条の17の2第3項の規定に基づき、市町から権限移譲の要請があった場合には、できる限り速やかに対応するものとする。

3 計画実施の期間

平成19年度から平成21年度までの概ね3年間

4 過去の計画の実施結果

区分	年度	法令数	事務数	備考
第1次	平成10年度	10	35	
	平成11年度	19	105	
	平成12年度	8	16	
	合計	37	156	
第2次	平成13年度	34	177	
	平成14年度	9	103	
	平成15年度	24	190	
	合計	60	470	
第3次	平成16年度	23	89	
	平成17年度	75	785	
	平成18年度	39	400	平成18年11月現在
	合計	120	1,274	

* 各計画の合計欄の法令数は、年度間の重複を整理したもの。

5 計画実現のためのプログラム

本計画の内容を確実に実現し、又はその内容をさらに充実したものとするため、本計画施行期間の各年度において以下の取組みを行う。

(1) 権限移譲の手法

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく静岡県事務処理の特例に関する条例及び同条例の施行のための規則により、県独自の移譲を行う。

(2) 権限移譲のプロセス

ア 市町に向けて

- ・ 毎翌年度の新規移譲事務についての地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく協議
- ・ 地方自治法第252条の17の2第3項の規定に基づく市町の長からの権限移譲の要請に対する速やかな対応

イ 県庁内において

- ・ 毎翌年度の移譲予定事務の具体的な範囲の確定（関係法令等の条項の確認、事務処理の特例に関する条例改正案、同条例の施行のための規則改正案の作成）
- ・ 移譲事務に係る財源措置として、静岡県権限移譲事務交付金の予算措置及び当該予算の執行

(3) 移譲事務の概要

区分	年度	法令数	事務数
第4次	平成19年度	13	91
	平成20年度	8	121
	平成21年度	1	8
	合計	22	220

6 計画内容の拡充及び修正のためのプログラム

国においては第2期の分権改革を推進するため、現在、地方分権改革推進法案を国会で審議しており、本計画策定後も、新たな権限移譲の推進が予想される。このため、毎年度移譲事務の内容を見直し、移譲の時期及び対象市町についての検討を加え、必要に応じて本計画の拡充及び修正を行うものとする。

7 計画実現に伴う市町への支援

市町への権限移譲は、市町における人材の確保や経費の負担等が必要となる。このため、県では、各年度における適正な事務の引継ぎ及び関係市町職員の研修実施に努めるとともに、市町の円滑な移譲事務の執行を支援していくものとする。

(1) 移譲事務に係る人的支援

移譲の前後の年度において、当該事務処理に関し、市町からの要望に応じ、人事交流及び技術職員派遣などの人的支援に努める。

(2) 移譲事務に係る財源措置

移譲事務に係る経費については、地方財政法の趣旨にかんがみ、財源的保障のもと、権限移譲事務交付金の交付により適正に関係市町が業務を執行できるように努める。

都市区分別移譲事務数（ 全ての市（町） 一部の市（町） ■移譲済）

番号	政令市	特例市	10万市	他市	町	法令数	事務数
1～9						9	76
10						1	4
11	■					1	8
12	■					1	2
13～16	■	■				4	66
17	■	■	■			1	4
18～19	■	■	■			2	20
20～22	■	■	■	■		3	40
計						22	220

静岡県第4次権限移譲推進計画 移譲事務一覧

番号	法律・政省令・条例名	該当条文	事務の概要	県内移譲対象市町	移譲年度	備考
1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	5条3項	第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与	政令指定都市	H19	
		7条5項	対応化学物質分類名による届出に係る説明の要求			
		8条5項	通知に係る事項の集計及びその結果の公表			
		13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述			
2	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則	12条	電子使用組織届出の受理等	政令指定都市	H19	
3	医療法	6条の3第1項	病院等からの情報の受付	政令指定都市	H19	
		6条の3第2項	病院等からの情報変更の受付			
4	静岡県心身障害者扶養共済制度条例	10条1項	年金の給付に係る請求書の受付及び年金の支払(政令指定都市が市独自の心身扶養共済制度を開始する以前に県心身障害者扶養共済制度から年金給付決定を受けている者の分に限る。以下同様。)	政令指定都市	H19	
		11条6項	年金管理者の変更			
		11条7項	年金管理者の指定			
		18条	返還金の徴収			
		20条2項	届出に係る届出書の受付			
		20条3項	届出に係る届出書の受付			
		20条4項	届書の受付			
5	農地法	3条2項5号	下限面積に係る別段の面積の設定及び公示	政令指定都市	H20以降	
		20条1項	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	政令指定都市	H19	
		20条3項	意見の聴取			
		82条1項	立入調査			
		82条3項	立入調査の通知			
		83条	報告の徴収			
6	農地法施行令	3条の5第2項において準用する1条の2第4項	農業委員会を経由しない場合の通知	政令指定都市	H19	
7	農地法施行規則	2条の5第2項	農業委員会を経由しない場合の意見の聴取	政令指定都市	H19	
8	介護保険法	24条1項	事業者等に対する報告等の命令及び質問	政令指定都市	H20以降	
		24条2項	被保険者に対する報告の命令及び質問			
		41条1項	居宅サービス事業者の指定			
		46条1項	居宅介護支援事業者の指定			
		48条1項	介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設の指定			
		53条1項	介護予防サービス事業者の指定			
		70条5項	居宅サービス事業者の指定に係る市町村長からの意見の聴取			
		70条の2第4項	居宅サービス事業者の指定の更新			
		71条1項	事業者の特例に係る病院等の別段の届出の受理			
		72条1項	事業者の特例に係る介護老人保健施設等の別段の届出の受理			
		75条	居宅サービス事業所の名称の変更等の届出の受理			
		76条の2第1項	居宅サービス事業者に対する勧告			
		76条の2第2項	居宅サービス事業者に対する勧告に係る公表			
		76条の2第3項	居宅サービス事業者に対する命令			

番号	法律・政省令・条例名	該当条文	事務の概要	県内移譲対象市町	移譲年度	備考
		76条の2第4項	居宅サービス事業者に対する命令に係る公示			
		77条1項	居宅サービス事業者の指定の取消し等			
		78条	居宅サービス事業者の指定等に係る公示			
		79条の2第4項	居宅介護支援事業者の指定の更新			
		82条	居宅介護支援事業所の名称の変更等の届出の受理			
		83条の2第1項	居宅介護支援事業者に対する勧告			
		83条の2第2項	居宅介護支援事業者に対する勧告に係る公表			
		83条の2第3項	居宅介護支援事業者に対する命令			
		83条の2第4項	居宅介護支援事業者に対する命令に係る公示			
		84条1項	居宅介護支援事業者の指定の取消し等			
		85条	居宅介護支援事業者の指定等に係る公示			
		86条3項	介護老人福祉施設の指定に係る市町村長からの意見の聴取			
		86条の2第4項	介護老人福祉施設の指定の更新			
		89条	介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更の届出の受付			
		91条の2第1項	介護老人福祉施設に対する勧告			
		91条の2第2項	介護老人福祉施設に対する勧告に係る公表			
		91条の2第3項	介護老人福祉施設に対する命令			
		91条の2第4項	介護老人福祉施設に対する命令に係る公示			
		92条1項	介護老人福祉施設の指定の取消し等			
		93条	介護老人福祉施設の指定等に係る公示			
		107条5項	介護療養型医療施設の指定に係る市町村長からの意見の聴取			
		107条の2第4項	介護療養型医療施設の指定の更新			
		108条1項	介護療養型医療施設の指定の変更			
		111条	介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受理			
		113条の2第1項	介護療養型医療施設に対する勧告			
		113条の2第2項	介護療養型医療施設に対する勧告に係る公表			
		113条の2第3項	介護療養型医療施設に対する命令			
		113条の2第4項	介護療養型医療施設に対する命令に係る公示			
		114条1項	介護療養型医療施設の指定の取消し等			
		115条	介護療養型医療施設の指定等に係る公示			
		115条の5	介護予防サービス事業所の名称の変更等の届出の受理			
		115条の7第1項	介護予防サービス事業者に対する勧告			
		115条の7第2項	介護予防サービス事業者に対する勧告に係る公表			
		115条の7第3項	介護予防サービス事業者に対する命令			
		115条の7第4項	介護予防サービス事業者に対する命令に係る公示			
		115条の8第1項	介護予防サービス事業者の指定の取消し等			
		115条の9	介護予防サービス事業者の指定等に係る公示			
		115条の10	準用			
9	看護師等の人材確保の促進に関する法律	12条4項	看護師等確保推進者の指名等の届出及び変更届出の受理	政令指定都市	H20以降	
		12条5項	看護師等確保推進者の変更の命令			

番号	法律・政省令・条例名	該当条文	事務の概要	県内移譲対象市町	移譲年度	備考
10	国有財産法 (3章の2(立入り及び境界確定)関係、これに準ずる事務を含む。)	31条の2第1項	調査、測量のための立入り(漁港漁場整備法6条1項から4項までの規定により指定された漁港区域内に所在する国有財産で農林水産大臣の所管に属するものに限る。以下同様。)	漁港管理者である市町	H19	[対象市町] 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、下田市、湖西市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、由比町、吉田町
		31条の2第2項	第1項の立入りの通知、公告			
		31条の3第1項	隣接地の所有者との協議			
		31条の3第3項	協議が整った場合の境界確定			
11	国土利用計画法	23条1項	土地に関する権利の移転等を受けることとなる者からの届出の受理	人口10万以上の市	H21	[法定移譲済み] 政令指定都市
		24条1項	周辺の土地利用に著しい支障があると認めるときの土地利用目的の変更の勧告			
		24条3項	期間内に勧告をできない理由があるときの期間延長の通知			
		25条	勧告に基づき講じた措置の報告の聴取			
		26条	勧告に従わないときの勧告の内容の公表			
		27条	勧告に基づき土地利用目的が変更された場合等の権利についてのあっせん等			
		27条の2	周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言			
		41条1項	土地取引届出等に係る土地等への立入検査(移譲事務に係るものに限る)			
12	児童福祉法	30条1項	同居児童の届出の受付	全市町	H20以降	[法定移譲済み] 政令指定都市
		30条2項	同居をやめた届出の受付			
13	中小企業団体の組織に関する法律	5条の7第2項	認可	人口10万以上の市	H20	[特例条例により移譲済み] 政令指定都市、中核市、特例市
		5条の17第1項	認可			
		5条の22	請求の受付			
		5条の23第3項	準用する中小企業等協同組合法35条の2の届出の受付、48条の承認、51条2項の認可			
		5条の23第4項	準用する中小企業等協同組合法62条2項の届出の受付、66条1項の認可、69条3項の意見の陳述			
		5条の23第5項	準用する中小企業等協同組合法96条5項の登記の嘱託			
		5条の23第6項	準用する中小企業等協同組合法104条1項の申出の受付、105条1項の請求の受付、105条2項の検査、105条の2の提出書類の受付、105条の3の報告の徴収、105条の4第1項の報告の徴収及び検査、106条1項の命令、106条4項の命令、106条の2第1項の官報への掲載			
		95条4項	認可			
		95条7項	届出の受付			
		100条の11	届出の受付			
		101条の2第2項	通知			
14	中小企業等協同組合法	9条の2の3第1項	認可	人口10万以上の市	H20	[特例条例により移譲済み] 政令指定都市、中核市、特例市
		9条の2の3第2項	認可取消し			
		27条の2第1項	認可			
		35条の2	届出の受付			
		48条	承認			
		51条2項	認可			
		62条2項	届出の受付			
		66条1項	認可			
		69条3項	意見の陳述			
		96条5項	登記の嘱託			
		104条1項	申出の受付			
		105条1項	請求の受付			
		105条2項	検査			

番号	法律・政省令・条例名	該当条文	事務の概要	県内移譲対象市町	移譲年度	備考
		105条の2	提出書類の受付			
		105条の3	報告の徴収			
		105条の4第1項	報告の徴収及び検査			
		106条1項	命令			
		106条4項	命令			
		106条の2第1項	官報への掲載			
15	静岡県土採取等規制条例	3条1項	土の採取等の届出の受付(区域面積1ha以上。以下同様。)	人口10万以上の市	H20 H21	[特例条例により移譲済み] 政令指定都市、中核市、特例市
		3条3項	非常災害のための土の採取等の届出の受付			
		4条1項	氏名、住所の変更届出の受付			
		4条2項	区域、数量等の変更届出の受付			
		5条	計画変更の勧告			
		6条	勧告を受けた者が勧告に従わないとき等の措置命令			
		7条1項	措置命令に従わないとき等の停止命令			
		7条2項	無届の場合等の停止命令			
		8条	完了、廃止の届出の受付			
		9条	土の採取等の跡地に係る措置命令			
		10条	土の採取等の跡地の緑化等の勧告			
		11条2項	地位の承継の届出の受付			
		13条1項	土の採取等の状況等必要な事項の報告の要求			
		13条2項	条例の施行に必要な限度における職員の立入検査等			
16	土地区画整理法	51条の2第1項	区画整理会社の施行認可(施行面積5ha未満に限る。以下同様。)	人口10万以上の市	H19	[法定移譲済み] 政令指定都市、中核市、特例市
		51条の8第1項	規準、事業計画の縦覧			
		51条の8第2項	意見書の提出			
		51条の8第3項	意見書の処理			
		51条の8第5項	意見書の採択により事業計画を修正した場合			
		51条の9第3項	施行認可の公告と図書の送付			
		51条の10第1項	規準、事業計画の変更の認可			
		51条の10第2項	規定の準用			
		51条の11第1項	合併又は事業の譲渡等の認可			
		51条の11第2項	規定の準用			
		51条の13第1項	事業の廃止又は終了の認可			
		51条の13第4項	事業の廃止又は終了の認可の公告			
		86条1項	区画整理会社施行の換地計画の認可			
		97条1項	区画整理会社施行の換地計画の変更の認可			
		103条3項	区画整理会社施行の届出の受付			
		103条4項	区画整理会社施行の公告			
		125条の2第1項	区画整理会社に対する検査			
		125条の2第2項	請求に基づく検査			
		125条の2第3項	区画整理会社に対する是正措置の命令			
		125条の2第4項	区画整理会社による事業施行認可の取消			

番号	法律・政省令・条例名	該当条文	事務の概要	県内移譲対象市町	移譲年度	備考			
		125条の2第5項	認可取消の公告						
		136条	意見の聴取(移譲事務に係るものに限る)						
17	公有地の拡大の推進に関する法律	4条1項	届出の受付	全市	H19	[法定移譲済み] 政令指定都市、中核市			
		5条1項	申出の受付			[特例条例により移譲済み] 人口10万以上の市			
		6条1項	決定及び通知						
		6条3項	通知						
18	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	2条1項	供給計画の認定	限定特定行政庁(法に基づく補助制度を有する市)	H20	[法定移譲済み] 政令指定都市、中核市			
		3条							
		4条	供給計画の認定の通知						
		5条1項	供給計画の変更認定						
		5条2項	供給計画の変更認定の通知						
		8条	報告の徴収						
		9条	地位の承継の承認						
		10条	改善命令						
		11条1項	供給計画の認定の取消し						
		11条2項	供給計画の認定の取消しの通知						
19	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	1条3号	給与所得者が就職後1年を経過しない場合等における所得認定				限定特定行政庁(法に基づく補助制度を有する市)	H20	[法定移譲済み] 政令指定都市、中核市
		4条2項	最低管理戸数の特例の承認						
		7条1号	所得基準超の者のうち居住の安定を図る必要がある者に係る所得基準の決定						
		7条2号	所得基準未達の者のうち居住の安定を図る必要がある者に係る所得基準の決定						
		7条3号	災害等の特別な事情がある場合における入居が適当である者の認定及びその者に係る所得基準の決定						
		7条4号	同居親族がいない入居者の居住用賃貸住宅に係る入居基準及びその者の所得額の認定						
		9条2項	入居者の公募方法の決定						
		11条	一般賃貸人に係る入居者選定基準の決定及び対象戸数の決定						
		15条1号	管理業務者の能力に関する基準の決定						
		16条	住宅の管理期間の特例の決定						
20	都市計画法 (3章1節(開発行為許可)関係)	29条1項(開発許可)	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	人口3万以上の市町	H19 H20	[法定移譲済み] 政令指定都市、中核市、特例市			
		29条2項	都市計画区域及び準都市計画区域外における開発行為の許可						
		30条1項	開発許可申請書の受付						
		34条9号	土地等に関する権利の届出の受付						
		34条10号	市街化調整区域内の開発許可に係る開発審査会への付議						
		35条1項	開発許可の申請に対する許可又は不許可の処分						
		35条2項	35条1項の処分の文書による通知						
		35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)						
		35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受付						
		35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受付						
		35条の2第4項(35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知等						
		36条1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受付						
		36条2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付						
		36条3項	開発行為に関する工事の完了公告						
		37条1号	開発区域内の土地における工事完了の公告前の制限の解除						
									[特例条例により移譲済み] 人口4万以上の次の市 熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市
									[その他の人口4万以上の市] 順次移譲

番号	法律・政省令・条例名	該当条文	事務の概要	県内移譲対象市町	移譲年度	備考
		38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受付			
		41条1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定			
		41条2項	41条1項の制限を解除する許可			
		42条1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築等の許可			
		42条2項	国が行う行為に係るものについて42条1項の許可に代わる当該国の機関との協議			
		43条1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可			
		45条	開発行為許可の地位の承継の承認			
		46条	開発登録簿の調整・保管			
		47条1項	開発登録簿への登録			
		47条2項	36条の完了検査に係る開発登録簿への附記			
		47条3項	41条2項の許可等に係る開発登録簿への附記			
		47条4項	81条1項の処分に係る開発登録簿の修正			
		47条5項	開発登録簿の縦覧等			
		79条	29条1項、2項の許可等に係る条件の付加			
		80条1項	29条1項、2項の許可等を受けた者に対する報告の要求並びに勧告及び助言			
		81条1項	29条1項、2項の許可等の取消し等の監督処分			
		81条2項	監督処分の相手方が確知できないときの措置及び公告			
		81条3項	監督処分に係る公示			
		82条1項	監督処分に当たっての立入検査			
21	都市計画法施行令(3章1節(開発行為許可)関係)	36条1項3号ホ	開発審査会への付議	人口3万以上の市町	H19 H20	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市 【特例条例により移譲済み】人口4万以上の次の市 熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市 【その他の人口4万以上の市】 順次移譲
		42条3項	81条2項に係る掲示			
22	都市計画法施行規則(3章1節(開発行為許可)関係)	31条	36条3項の完了公告の方法の決定	人口3万以上の市町	H19 H20	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市 【特例条例により移譲済み】人口4万以上の次の市 熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市 【その他の人口4万以上の市】 順次移譲
		37条	登録簿の閉鎖			
		38条1項	登録簿の閲覧所の設置			
		38条2項	登録簿の閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示			